

## 貿易自由化交渉のダイナミズム

### —多角的自由化, プルリ自由化と二国間・地域的自由化の相互作用—

中川 淳司\*<sup>1</sup>

#### 要 約

WTO ドーハ交渉の停滞が長期化する中で、多角的自由化に代わる貿易自由化の交渉枠組が模索されている。主要国は近年、二国間・地域的な FTA（自由貿易協定）に貿易自由化交渉の軸足を移してきた。特に、TPP（環太平洋パートナーシップ）など、多数の国が参加する広域 FTA を通じた貿易自由化は大きな成果を上げている。WTO の枠内で有志国が特定製品・サービスの自由化を交渉し、交渉結果を最恵国待遇原則に基づいて全ての WTO 加盟国に適用する、プルリ方式の自由化交渉も一定の成果を上げている。本稿は多様化する貿易自由化の交渉枠組の間にどのような相互作用が見られるかを検討する。そして、多角的な自由化交渉フォーラムとしての WTO の復権がいかんにして可能かを検討する。

キーワード：WTO, FTA（自由貿易協定）, TPP, CPTPP, プルリ協定

JEL Classification：F13, F53

## I. はじめに

WTO ドーハ交渉の停滞が長期化する中で、多角的自由化に代わる貿易自由化交渉の枠組みが模索されている。主要国は近年、二国間あるいは三以上の国が参加する FTA（自由貿易協定）に貿易自由化交渉の軸足を移してきた。中でも、多くの国が参加して広範囲のテーマを取り上げる広域 FTA は、サプライチェーンのグローバル化が進む今日の世界経済にふさわしい「より深い統合（deeper integration）」を達成するための手段として重要である。他方で、WTO の枠内あるいは枠外で有志国が、特定の製品・サービスについて自由化を交渉し、交渉結果を最恵国待遇原則に基づいて全ての WTO

加盟国に適用する、プルリ方式の自由化交渉も一定の成果を上げている。これは、一面において、貿易自由化の交渉枠組みの選択肢の多様化を意味する。選択肢の各々には利害得失がある。貿易自由化交渉を進める各国の通商政策担当者は、個々の選択肢の利害得失を踏まえて、交渉のテーマや相手国に応じて適切な選択肢を採用し、あるいは複数の選択肢を併用して貿易自由化交渉を進めてゆくことになる。その結果、多角的自由化、二国間・地域的自由化とプルリの自由化の間には、多角的自由化の難航が二国間・地域的自由化を促す、二国間・地域的自由化の成果の一部がプルリの自由化や多角的自由

\* 1 中央学院大学現代教養学部教授

化に発展するといった相互作用が見られるようになってきている。本稿は、今日の貿易自由化交渉に見られる相互作用とその背景にある主要国の政策選択を明らかにする。そのうえで、多角的な自由化交渉フォーラムとしてのWTOの復権がいかにして可能かを検討する。

Ⅱでドーハ交渉の経緯を辿り、それが行き詰まった原因を考察する。Ⅲでは二国間・地域的なFTA（自由貿易協定）の増加に焦点を当て、その背景を探る。そして、近年のFTA増加の背景に、製品の生産工程が国境を越えて分散す

るサプライチェーンのグローバル化があることを指摘する。ⅣではWTOの枠内あるいは枠外で進められているプブリ方式の自由化交渉に焦点を当て、その経緯と現状を見る。Ⅴでは、多様化した貿易自由化交渉の枠組みを整理し、通商政策担当者にとっての選択肢という観点から、それらの間でどのような相互関係が見られるかを整理する。Ⅵでは、以上の検討を踏まえて、多角的な貿易自由化の交渉フォーラムとしてのWTOの復権の可能性とそのため課題を検討し、結びとする。

## Ⅱ. WTO ドーハ交渉の難航とその原因

ドーハ交渉の開始から17年以上が経過した。この間、貿易円滑化協定や農業交渉の一部などで成果が上がったものの、それ以外の交渉テーマについては合意が得られていない。ドーハ交渉はなぜ難航したのか？ドーハ交渉の難航の原因を探るため、まずは交渉の経緯を振り返ってみたい。

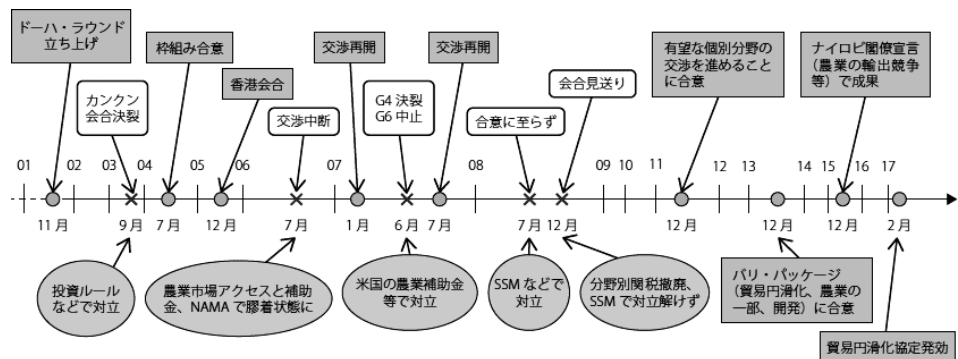
### Ⅱ-1 ドーハ交渉の経緯

ドーハ交渉の経緯を図1に示した。

ドーハ交渉の開始を決めた2001年11月の閣

僚宣言は、ウルグアイラウンド交渉の積み残しということで追加的な交渉が予定されていた農業とサービスの自由化交渉の他、非農産品市場アクセス交渉（NAMA）、ルール交渉、紛争解決了解、貿易関連知的財産権、貿易と環境、1996年の第1回閣僚会議（シンガポール）から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易と投資の関係、貿易と競争政策の相互作用、政府調達と透明性、貿易円滑化）など約20項目を交渉のテーマ（Work Programme）に挙げていた<sup>1)</sup>。これらのうち、紛争解決了解

図1 ドーハ交渉の経緯



（出典：経済産業省編（2018：294頁第Ⅲ-1-4-2図））

を除くテーマは一括受諾により採択することが予定されていた<sup>2)</sup>。ただし、後述するように、2004年7月の一般理事会が採択した枠組み合意でシンガポール・イシューのうち貿易円滑化のみがドーハ交渉のテーマとして採用され、その他のテーマは交渉テーマからはずれた<sup>3)</sup>。表1にドーハ交渉の主要なテーマをまとめた。

実質的な交渉は2002年から開始された。多くのテーマで先進国と途上国の対立があり、交渉は一進一退を繰り返したが、2008年7月の一般理事会会合で農業交渉とNAMA交渉のモダリティをめぐる合意形成に失敗して以来、交渉は停滞した。2011年12月の第8回閣僚会議では、議長総括「政治的ガイダンスの要素」により、一括受諾方式を放棄して、進展が可能な分野では先行して交渉を妥結させるという方針が採用された<sup>4)</sup>。この方針変更に基づき、2013年12月の第9回閣僚会議（バリ島）では

WTO設立後初の多角的貿易協定である貿易円滑化協定が採択されたほか、農業分野の一部と開発に関しても先行合意が採択された。2015年12月の第10回閣僚会議（ナイロビ）では農業分野の輸出補助金の撤廃に関する合意が採択された。その一方で、ドーハ交渉に代わる新たな課題に取り組む必要があると主張する先進加盟国とドーハ交渉の継続を主張する途上加盟国の意見が対立し、閣僚宣言にはこの両論が併記された<sup>5)</sup>。その後、ドーハ交渉の積み残しのテーマについての交渉が続けられたが、2017年12月の第11回閣僚会議（プエノスアイレス）では合意に至らなかった。他方で、この閣僚会議では電子商取引<sup>6)</sup>、開発のための投資円滑化<sup>7)</sup>、サービスの国内規制<sup>8)</sup>について、将来の交渉に向けた作業を開始する旨の有志国の共同声明が発出された。また、ルール分野の交渉テーマのうち漁業補助金については、2020年6月に開

表1 ドーハ交渉の主要なテーマ

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外貨規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な扱い（S&D）、
TRIPS（貿易関連知的財産権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）多国間通報制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

（出典：経済産業省（2018：293頁））

1) ドーハ閣僚宣言、2001年11月14日、12-42節。

2) 同前、47節。

3) 参照、WTO, Doha Development Agenda: Doha Work Programme, The July 2004 Package. [https://www.wto.org/english/tratop\_e/dda\_e/dda\_package\_july04\_e.htm]

4) 第8回閣僚会議、議長総括「政治的ガイダンスの要素」、2011年12月1日、WT/MIN(11)/W/2, p.3.

5) ナイロビ閣僚宣言、2015年12月19日、30節。

6) 「電子商取引の貿易関連側面に関する将来のWTOでの交渉に向けた探索的作業の開始」をうたう。WTO, Ministerial Conference, 11<sup>th</sup> Session, Joint Statement on Electronic Commerce, 13 December 2017, WT/MIN(17)/60.

7) 「投資の円滑化に関する多国間の枠組みを構築するための組織的な議論の開始」をうたう。WTO, Ministerial Conference, 11<sup>th</sup> Session, Joint Statement on Investment Facilitation for Development, 13 December 2017, WT/MIN(17)/59.

催が予定されている第12回閣僚会議での妥結に向け、交渉の継続が宣言された<sup>9)</sup>。

## II-2 ドーハ交渉難航の原因

ドーハ交渉が難航した原因は複合的である。第一に、ガットの時代の多角的貿易交渉とは交渉参加国のパワーバランスが変化したことが挙げられる。ガットの時代の多角的貿易交渉では、主要貿易国である少数の先進国が合意すれば、その結果をコンセンサスで採択して交渉を終結させることができた。ウルグアイラウンドが、農業分野の補助金削減をめぐって米国とEUが1992年11月に合意したこと（ブレアハウス合意）で妥結に向かったのはその一例である。しかし、ドーハ交渉では、農業分野の補助金削減について、2008年7月の一般理事会に至る過程で米国とEUが譲歩の姿勢を見せたにも関わらず、交渉はまとまらなかった。ガットの時代と異なり、米国やEUだけでなく、有力な途上国であるインド、ブラジル、中国が同意しなければ交渉がまとまらないという構図になっている。そして、農業、NAMA、サービスなどの交渉テーマで、交渉のカギを握るこれらの加盟国の交渉ポジションが対立し、膠着状態に陥ってしまった。

ドーハ交渉難航のもう一つの原因として、先進加盟国の交渉に対する熱意の低下が挙げられる。WTOの下で最初に行われる多角的貿易交渉のテーマについての検討は、1996年の第1回WTO閣僚会議（シンガポール）から本格的に始まった。シンガポール閣僚宣言は、先進国の主張を容れて、貿易と投資、貿易と競争の相互作用、貿易円滑化、政府調達透明性の4テーマを検討する作業部会の設立を決めた<sup>10)</sup>。いわ

ゆるシンガポール・イシューである。しかし、これらをドーハ交渉のテーマに加えようとする先進国の主張は途上加盟国の強い反対に見舞われ、2004年7月に一般理事会が採択した枠組み合意は、貿易円滑化だけをドーハ交渉のテーマに加え、他の3つのテーマはドーハ交渉では取り上げないこととした<sup>11)</sup>。その半面で、途上加盟国は、経済開発のためにWTO協定の履行に猶予期間や義務の免除を求める、特別かつ異なる待遇（S&D）の拡大や、主要輸出品である農産物の輸出拡大につながる先進加盟国の農業補助金の削減などをドーハ交渉のテーマに加えることに成功した。大半の途上加盟国は、ドーハ交渉のテーマをめぐるとこの結末を「勝利」と受け止めた。「ドーハ開発アジェンダ」という交渉の正式名称は、テーマをめぐると途上加盟国の「勝利」を告げるものであった。しかし、この結果、先進加盟国はドーハ交渉の成果に対する期待を大きく低下させた。

シンガポール・イシューとして先進加盟国が主張した、貿易と投資の関係、貿易と競争の相互作用、政府調達の透明性は、先進加盟国の通商政策にとって極めて重要なテーマであった。例えば、投資については多国間条約が存在せず、二国間投資条約やFTAの投資章が個別にその保護や紛争解決を規定している。加盟国政府が当事国となるWTOの紛争解決と異なり、投資紛争は投資家と投資受入国との仲裁（投資紛争仲裁）によって解決される。投資紛争仲裁に対しては、それが投資受入国の正当な規制権限を投資家の利益のために制限するとして、その正統性に疑問を投げかける声が高まっている。もし投資がドーハ交渉のテーマに加えられていたとすれば、投資に関する国際規律や、投資紛争

8) 「国内規制に関するWTO作業部会の交渉を復活させ、進展させること」をうたう。WTO, Ministerial Conference, 11<sup>th</sup> Session, Joint Statement on Services Domestic Regulation, 13 December 2017, WT/MIN(17)/61.

9) WTO, Ministerial Conference, 11<sup>th</sup> Session, Fisheries Subsidies: Ministerial Decision of 13 December 2017, WT/MIN(17)/64.

10) シンガポール閣僚宣言, 1996年12月13日, 20-22節。

11) WTO, Decision Adopted by the General Council on 1 August 2004, para.1 (g).

解決をめぐる状況は現在とは大きく異なっていた可能性がある。他方で、途上加盟国がドーハ交渉で期待した先進加盟国の農業補助金の削減は、先進加盟国にとって応じることが国内政治上困難なテーマであった。コメや牛肉など多くのセンシティブな品目を抱える日本だけでなく、米国やEUも巨額の農業補助金を支出しており、その削減には国内で強い反対があったためである。国内の反対を抑えて補助金を削減しようとするれば、それには十分な「見返り」が必要である。それは具体的には途上加盟国、特に経済規模の大きい途上加盟国の貿易自由化、特に非農産品の大幅な関税引き下げだろうが、これはインド、ブラジルをはじめとする有力な途上加盟国には容易には受け入れがたい要求であった。こうして、先進加盟国の期待に応えられない交渉テーマ、途上国加盟国の期待に応えられない先進加盟国という構図が、早々に確定してしまった。その意味で、ドーハ交渉の難航は当初から予想されたものであった。

ドーハ交渉が難航した第三の原因は、交渉の全テーマについてコンセンサスにより一括して合意し受諾するという、ウルグアイラウンドで採用された方式がドーハ交渉でも採用されたことである。ウルグアイラウンドで採用された一

括受諾方式とコンセンサスによる意思決定は、途上加盟国の関心事項と先進加盟国の関心事項の間で、「グランド・バーゲン」による合意の成立を導いた<sup>12)</sup>。しかし、ウルグアイラウンドのこの成功体験が、ドーハ交渉では交渉の妥結を阻む呪縛として作用することになった。コンセンサスによる意思決定方式は、裏を返せば、すべての加盟国が拒否権を持つことを意味する。2008年7月の一般理事会で、農業分野の市場アクセスと非農産品市場アクセス（NAMA）のモダリティについて交渉が合意寸前にまでこぎつけながら、農業分野の特別セーフガードの発動要件という、交渉全体から見ればマイナーな論点にインドが固執したために合意できなかったというエピソードは象徴的である。

ただし、すでに見た通り、2011年12月の第8回閣僚会議で一括受諾方式の方針は取り下げられ、進展が可能な分野では先行して交渉を妥結させるという方針が採用された。この方針転換により、貿易円滑化協定の採択、農業分野その他での交渉妥結が実現した。とはいえ、コンセンサスによる意思決定という方針は依然として維持されており、そのため、ドーハ交渉の継続を求める加盟国と交渉を終了させて新たな交渉を開始するという加盟国の対立が今も続いている。

### Ⅲ. FTA を通じた貿易自由化

#### Ⅲ-1 FTA の増加とその背景

ドーハ交渉が難航する中で、主要貿易国は通商政策の軸足を二国間または地域的なFTAの交渉に移した。図2は発効済みのFTAの数の推移を示している。2000年代以降の伸びが顕著であることがわかる。

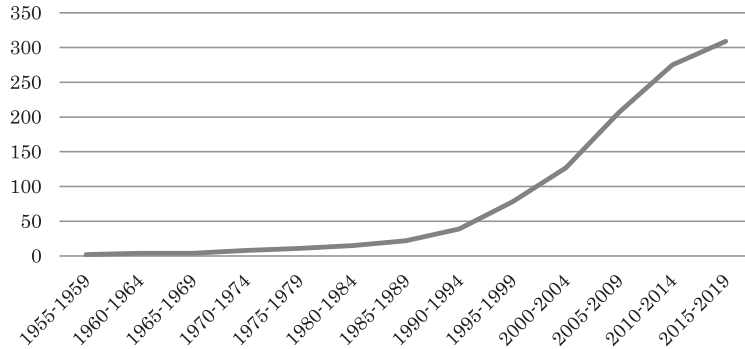
2000年代以降にFTAの数が増えたのはなぜか。ドーハ交渉の難航がその背景にあること

は間違いないだろう。ウルグアイラウンドやドーハ交渉などの多角的貿易交渉に比べるとFTAの交渉は短期間で妥結するし、締約国間の貿易自由化を深掘りする効果も期待できるからである。FTAで締約国間の貿易条件が改善すると、締約国と第三国の貿易が減って締約国間の貿易が増える貿易転換効果が生じる。これに対抗するため、第三国も締約国とFTAを締

12) 参照, Ostry (2002).

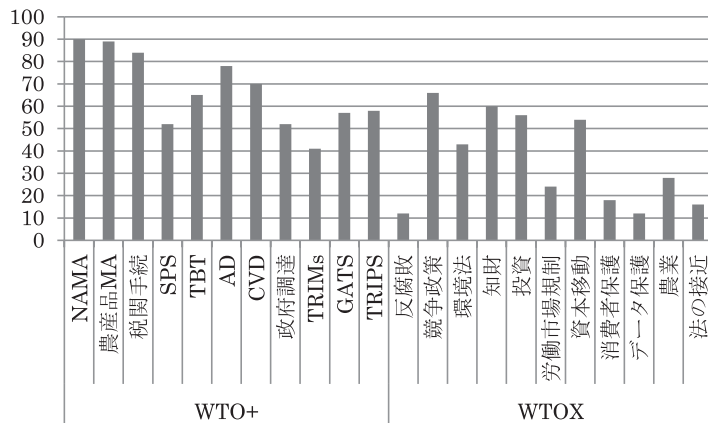


図2 発効済みのFTAの数の推移



(出典：日本貿易振興機構（ジェトロ）「世界と日本のFTA一覧，2018年12月」より筆者作成)

図3 1990年代以降の主要なFTAの規律内容



(出典：WTO, Updated dataset on the content of PTAs. [https://www.wto.org/english/res\_e/publications\_e/wtr11\_dataset\_e.htm] に基づいて筆者作成)

結することを考えるようになる。このような競争の力学が作用したことも挙げられる<sup>13)</sup>。近年のFTAの増加はそれだけでは説明できない。この点を理解するには、最近締結されるFTAの内容を見る必要がある。図3は、1990年代以降に締結された主要な90のFTAの規律内容を整理したものである。図でWTO+は、WTOが規律する事項についてFTAが上乗せする規律を設けているもの、WTOXは、WTOが規律していない事項についてFTAが規律す

るものを指す。

図3から明らかなことは、1990年代以降に締結されたFTAが、WTOのカバーする分野でWTOの規律に上乗せする規律を設けているだけでなく、WTOがカバーしない分野についても規律を設けていることである。特に、競争政策、投資、資本移動の自由の保証、知的財産権などの分野が顕著である。1990年代以降のFTAはWTOよりも広範囲のテーマについて規律を設けるようになってきている。それらは全

13) 参照, 浦田 (2010)。

体として、締約国の企業が他の締約国との間で貿易や投資に従事する際の競争条件や事業の規制環境の改善に関わっている。それを一言でいえば、最近の FTA は貿易や投資の自由化と円滑化、事業環境の改善につながる、より深い統合（deeper integration）の実現を目指している<sup>14)</sup>。このことは、FTA が急増するようになった 1990 年代以降、投資の自由化と投資保護を目的とする二国間投資条約（BIT）が急増していること<sup>15)</sup>とも符合する。

この背景にあるのは、1990 年代以降、情報通信技術や輸送技術の革新を背景として、製品の生産工程を最適立地に応じて多国間で分散し展開する動きが進んだことである。サプライチェーンのグローバル化ないしバリューチェーンのグローバル化と呼ばれる動きである。サプライチェーンのグローバル化では、以下のような多様な国際取引の組み合わせが必要となる。  
①産品貿易、特に部品その他の中間財の貿易、  
②生産施設の建設、人員の訓練、技術の移転や長期的な取引関係構築のための国際投資、  
③国境を越えて分散した生産活動を調整しながら効率的に展開するためのロジスティクスのインフラサービス（電気通信、インターネット、急送貨物、航空貨物、貿易関連金融、通関サービスなど）の活用、  
④特許、商標や経営・マーケティング

のノウハウなどの国境を越えた提供。これをボールドウィン（R. Baldwin）は貿易－投資－サービス－知的財産の結合（the trade-investment-services-IP nexus）と名付けた<sup>16)</sup>。サプライチェーンのグローバル化のために必要とされるのは、サプライチェーンを構成する調達・加工・生産・販売の各工程の最適立地と、サプライチェーン全体の効率的で円滑な運営を可能にする政策環境の実現である。木村福成に倣って、これを①各工程をつなぐサービスリンクコストの削減に関わる政策、②各工程の生産コストの削減に関わる政策、に分類して整理した（表 2）。最近締結される FTA はこれらの政策の多くをカバーしている。表中でアンダーラインを引いた項目がそれに当たる。

以上をまとめると、1990 年代以降にサプライチェーンのグローバル化が進行し、それに伴って新たな政策が通商協定に求められるようになった。WTO のドーハ交渉はこれに適時に応えることができなかったため、それに代わって FTA 及び BIT を通じた政策対応がとられるようになった。これが、1990 年代以降に FTA や BIT が急増した背景である<sup>17)</sup>。

### Ⅲ－2 広域 FTA の意義

サプライチェーンのグローバル化を支える手

表 2 サプライチェーンのグローバル化に必要な政策

サービスリンクコストの削減に関わる政策	関税引き下げ、非関税障壁の撤廃、貿易円滑化、ロジスティクスのハードなインフラの整備、ロジスティクスのインフラサービスの供給、商用関係者の移動の自由化・円滑化、法制・経済制度の調和
各工程の生産コストの削減に関わる政策	税制（法人税減免など）、人的資源開発、金融などの生産支持サービスの充実、投資の自由化・円滑化、政府調達市場アクセス、知的財産権保護、競争政策、ロジスティクスのハードなインフラの整備、ロジスティクスのインフラサービスの供給、下請け産業の強化、産業集積の形成、法制・経済制度の調和

（出典：木村福成（2012：9 頁第 1-1 表）に基づいて筆者作成。）

14) 参照，Lawrence（1996）。

15) 参照，二国間投資条約（BIT）と FTA の投資章を合わせた国際投資協定（IIAs）の数は 1990 年代以降急増した。その総数は 2017 年末に 3322 に上る。参照，UNCTAD（2018：89）。

16) 参照，Baldwin（2013：24）。

17) 参照，中川（2013：8 章）。

段としてFTAを位置づける場合、FTAには重大な限界があることに注意が必要である。第一に、FTAは基本的に二国間で締結されるものであるため、グローバルなサプライチェーンをカバーするためには多数のFTAを締結する必要があるが、これには多くの時間とコストがかかる。第二に、仮にサプライチェーン全体をカバーする複数のFTAが締結されたとしても、問題が解決されるとは限らない。なぜなら、複数のFTAの間で規律内容の不整合が起きる可能性があるからである<sup>18)</sup>。このことは、FTAの税率が適用される商品の原産地規則の不一致に起因する「スパゲティ・ボウル」の問題としてかねて指摘されてきた<sup>19)</sup>。しかし、サービス貿易や投資、知的財産など多くの規制分野で、FTAが規定するWTO+やWTOXの規律はまちまちであり、これらの規律が統一されることは期待できない。FTAの規律の断片化(fragmentation)に対処する動きとして、例えばAPECはFTAのモデル規定の策定作業に取り込んだ。その成果として、2012年のAPEC首脳会議は透明性に関するFTAモデル章を採択している<sup>20)</sup>。ただし、これは規制の公表や照会所の設置など、規制・制度の透明性に関わる規定に限定したものであって、それ以外の規定は扱っていない。また、非拘束的なモデルであり、規律の断片化を解消する効果は限定的である。

主要先進国が主導して交渉が進められ、多くの国が参加する広域FTAは、FTAの上記の限界をある程度克服する可能性がある。2008年にドーハラウンドの行き詰まりが明らかになると、広域FTAの締結に向けた動きが本格的に始まった。これには、米国の主導で交渉が進

められたTPP(環太平洋パートナーシップ協定)、米国とEUが交渉中のTTIP(環大西洋貿易投資パートナーシップ協定)、日本とEUとの経済連携協定、ASEAN10ヶ国と日中韓、豪州、NZとインドが参加するRCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)などが含まれる。以上のうち、TPPは最も早く2010年3月に交渉が開始された。2016年3月に署名されたが、2017年1月に米国が離脱し、本来の発効要件を充たすことができなくなったものの、米国以外の交渉参加11か国によるCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的で先進的な協定)が2018年3月に署名され、2018年末に発効した。これにより、凍結された22項目の規定を除くTPPの規定が締約国の間で効力を持つことになった。日本とEUとの経済連携協定も2019年2月に発効した。TTIPは米国トランプ政権発足後、交渉が中断している。RCEPは2019年末の妥結を目指して交渉が続けられている。

広域FTAがサプライチェーンのグローバル化を支える手段として、二国間のFTAよりも優れているのは、以下の2つの理由のためである。第一に、広域FTAの締約国の間では共通のルールが適用される。さらに、CPTPPのように加入条項を備えた広域FTAは、将来締約国が増えることが期待できる。そのため、締約国企業のサプライチェーンの地理的範囲と広域FTAの締約国とのずれが小さくなり、サプライチェーンのグローバル化を支える手段としての広域FTAの有効性が高まることが期待できる。例えば、CPTPPと日EU経済連携協定の原産地規則は、原産品の累積と生産行為の累積の両方が可能な完全累積を認めている<sup>21)</sup>。これ

18) 米国が締結するFTAの場合、米国の交渉力が強いことから、その内容の多くについて、米国が提示する規定案がそのまま採用され、内容には共通性が見られる。参照、Gantz (2013: 197-8)。しかし、これは例外的であって、例えば日本が締結した経済連携協定については、このような内容の共通性は認められない。

19) 参照、Bhagwati (1995)。

20) 参照、2012 APEC Ministerial Meeting, Annex A - Model Chapter on Transparency for RTAs/FTAs for APEC。

21) 参照、TPP 第3.10条、日EU経済連携協定第3.5条第1項。



により、いずれの広域 FTA においても、企業が締約国内で展開するサプライチェーンについて特惠原産地規則の適用を受けられる範囲が拡大した。同様に、CPTPP と日 EU 経済連携協定の税関手続に関する規定はいずれも貿易円滑化を促進する高度の規定を盛り込んでおり、企業が締約国内で展開するサプライチェーンの円滑な運用に資することが期待できる。第二に、これまでに発効した CPTPP と日 EU 経済連携協定は、いずれも、サプライチェーンのグローバル化を支えるより深い統合の手段にふさわしい、広範囲で高水準の貿易・投資規律を盛り込んでいる。例えば、国有企業規律や電子商取引に関する CPTPP の規律、補助金に関する日 EU 経済連携協定の規律である。先行して発効したこれらの広域 FTA の内容は、交渉中の他の広域 FTA やその他の FTA で参照され、それが事実上のグローバルスタンダードに発展する可能性がある<sup>22)</sup>。

他方で、いずれの広域 FTA も、それが FTA であることに起因する限界を完全には克服できていない。日本企業が展開するサプライチェーンの多くは中国、ASEAN 諸国を初めとする東・東南アジア、さらには米国を含む北米で展開されているが、CPTPP はこれらを全体としてカバーしていない。日 EU 経済連携協定についても同様の限界がある。また、CPTPP と日 EU 経済連携協定の内容は完全には一致しておらず、同一のテーマについて異なる規律が

設けられる場合がある。例えば、電子商取引に関する CPTPP と日 EU 経済連携協定の規定を比較すると、国境を超える電子的送信に対する関税の不賦課<sup>23)</sup>、ソースコードの開示要求の禁止<sup>24)</sup>、電子認証及び電子署名の有効性<sup>25)</sup>など、共通の規定が設けられている項目がある一方で、情報の電子的手段による国境を超える移転については、CPTPP が「対象者の事業の実施のために行われる場合」について、これを原則として認めることを締約国に義務付けた<sup>26)</sup>のに対して、日 EU 経済連携協定はこの点について規定せず、発効から 3 年以内にこの点についての規定を協定に追加することについて締約国が再評価するとした<sup>27)</sup>。また、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に、当該領域内にコンピュータ関連施設の設置・利用を義務付けてはならないとする規定は、CPTPP には置かれているが<sup>28)</sup>、日 EU 経済連携協定には存在しない。

22) 例えば、欧州委員会は、米国との TTIP 交渉開始に当たって提出したポジションペーパーで、国有企業に対する財政上の優遇に関する TPP の規定や、規制の整合性に関する TPP の規定を踏襲し、最終的にこれらを多国間の合意につなげることを目指していると表明した。参照、European Commission, Directorate General for Trade, Directorate E, Unit E1, Trade Relations with the United States and Canada, Note for the Attention of the Trade Policy Committee, Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP), Initial Position Papers on Regulatory Issues – Cross-Cutting Disciplines and Institutional Provisions, and Anti-Trust & Mergers, Government Influence and Subsidies, 20 June 2013. [https://insidetrade.com/sites/insidetrade.com/files/documents/jul2013/wto2013\_2105a.pdf]

23) 参照、TPP 第 14.3 条、日 EU 経済連携協定第 8.72 条。

24) 参照、TPP 第 14.17 条、日 EU 経済連携協定第 8.73 条。

25) 参照、TPP 14.6 条、日 EU 経済連携協定第 8.77 条。

26) 参照、TPP 第 14.11 条第 2 項。

27) 参照、日 EU 経済連携協定第 8.81 条。

28) 参照、TPP 第 14.13 条第 2 項。

## IV. プルリ方式の貿易自由化

WTOの全加盟国が参加するドーハ交渉が難航する一方で、一部の加盟国が参加するプルリ方式の貿易自由化交渉も行われてきた。これには2つのタイプがある。第一に、特定の産品・サービスの貿易自由化について一部の加盟国が交渉し、交渉結果は最恵国待遇原則に基づいてWTOの全加盟国に適用するもの。第二に、一部の加盟国が交渉し、交渉結果は交渉に参加し合意した国にのみ適用するもの(いわゆる複数国間協定)。

交渉結果がWTOの全加盟国に適用されるプルリ方式の貿易自由化の例として、1996年の第1回閣僚会合で採択された情報技術協定(ITA)がある。29の加盟国・地域が約180の情報技術製品(半導体、半導体製造装置、コンピュータ、通信機器等)の関税を2000年までに撤廃することで合意した。その後、協定に参加する加盟国・地域は54(EU構成国をカウントすれば82)にまで拡大した<sup>29)</sup>。2015年の第9回閣僚会合(ナイロビ)では、関税撤廃の対象産品を201品目に拡大した情報技術協定の改訂版が52(EU構成国をカウントすれば80)の加盟国・地域により採択された。いずれの場合も、交渉結果は参加国・地域の譲許表に反映され、最恵国待遇原則に基づいて全てのWTO加盟国に適用された。

この他、2014年には、14の加盟国・地域(EU構成国をカウントすれば42)が参加して、環境関連物品の関税を撤廃する環境物品協定の交渉が開始された<sup>30)</sup>。この交渉の起源は2001年のドーハ閣僚宣言に求められる。宣言は、ドーハ交渉の一環として、環境関連物品およびサービスに係る関税及び非関税障壁の削減及び撤廃に関する交渉の開始をうたった<sup>31)</sup>。しかし、ドーハ交渉では進展が見られなかったことから、APECに場を移して議論が行われ、2011年11月のAPEC首脳会議(ホノルル)で採択されたホノルル宣言の付属文書「環境物品・サービスの貿易と投資」が2015年末までに環境物品の実効税率を5%ないしそれ以下に削減すること、そのため「環境物品」のリストを作成することを宣言した<sup>32)</sup>。翌2012年9月のAPEC首脳会議(ウラジオストック)首脳宣言の付属文書として54品目の環境物品リストが公表された<sup>33)</sup>。これをベースとして、2014年7月からWTOに舞台を移して環境物品協定交渉が開始された。現在は18の加盟国・地域(EU構成国をカウントすれば46)が交渉に参加している。

以上は産品の貿易自由化を目指すプルリ交渉であるが、サービス貿易分野での規制緩和を目的とするプルリ交渉の先例もある。海運、金融、基本電気通信と人の移動については、ウルグア

29) 参照, WTO, Information Technology Agreement. [[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/inftec\\_e/inftec\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/inftec_e/inftec_e.htm)]

30) 参照, WTO, Environmental Goods Agreement. [[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/envir\\_e/ega\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/ega_e.htm)]

31) ドーハ閣僚宣言, 前掲注2, 31節(iii)。

32) 参照, APEC, 2011 Leaders' Declaration, Annex C - Trade and Investment in Environmental Goods and Services, 13 November 2011. [[https://www.apec.org/Meeting-Papers/Leaders-Declarations/2011/2011\\_aelm/2011\\_aelm\\_annexC.aspx](https://www.apec.org/Meeting-Papers/Leaders-Declarations/2011/2011_aelm/2011_aelm_annexC.aspx)]

33) 参照, APEC, 2012 Leaders' Declaration, Annex C - APEC List of Environmental Goods, 8 September 2012. [[https://www.apec.org/Meeting-Papers/Leaders-Declarations/2012/2012\\_aelm/2012\\_aelm\\_annexC.aspx](https://www.apec.org/Meeting-Papers/Leaders-Declarations/2012/2012_aelm/2012_aelm_annexC.aspx)]

イラウンドで交渉が完結しなかったため、WTO 発足後に引き続いて交渉が行われ、海運を除く3分野については1997年末までに交渉が妥結し、WTO加盟国の一部が市場アクセスの約束を行った<sup>34)</sup>。基本電気通信分野の第4議定書には国内規制枠組に関する参照文書(Reference Paper)が附属しており、これを採用する加盟国が自国の約束表に掲載するという形で実施された。2019年5月現在で82(EU構成国をカウントすれば110)の加盟国・地域がこれを約束表に掲載している<sup>35)</sup>。

次に、WTO協定附属書四に掲載される複数国間協定の交渉の例として、政府調達協定を改訂し、2012年に採択された政府調達協定の改正議定書がある。議定書は2014年に発効した。2019年5月現在で19(EU構成国をカウントすれば45)の加盟国・地域がこれに参加している。

特定の産品・サービスの貿易自由化を一部の加盟国が交渉し、交渉結果は最恵国待遇原則に基づいてWTOの全加盟国に適用するプल्ली方式の場合、多国間協定の交渉に比べると短期間で交渉がまとまるという利点がある。また、交渉結果は最恵国待遇原則に基づいてWTOの全加盟国に適用されるので、交渉に参加していないWTO加盟国にも貿易自由化のメリットが及ぶという利点もある。その反面、交渉に参加していないWTO加盟国は、貿易自由化を約束せずに一方的に貿易自由化の恩恵を受けることになるため、ただ乗り(free riding)のそしりを免れない。ただし、例えば情報技術協定

の場合、締約国が世界の情報技術製品貿易の97%を占めていることから<sup>36)</sup>、不参加国のただ乗りは深刻な問題とはならない。

複数国間協定の場合、協定は交渉に参加し合意した加盟国にのみ適用されるので、ただ乗りの問題は生じない。他方で、WTO加盟国の中に複数国間協定の締約国と非締約国という2群が作り出されることになる。貿易自由化を推進するという見地からは、当該協定の締約国を増やすことが課題となる。政府調達協定では、2019年5月現在、中国を含む10のWTO加盟国が加入交渉を行っている<sup>37)</sup>。

以上は、WTOの枠内で行われてきたプल्ली協定交渉の例である。これとは異なり、WTOの枠外で有志国が貿易自由化に取り組む交渉として、サービス貿易に関する新たな協定(Trade in Services Agreement, TiSA)の交渉がある。サービス貿易に関するドーハ交渉の難航を背景として、2011年頃から有志国の間で交渉を模索する動きが始まり、2013年春から交渉が本格的に開始された<sup>38)</sup>。23(EU構成国をカウントすれば51)の加盟国・地域が参加して、2016年末までに21回の交渉会合が開かれたが<sup>39)</sup>、米国トランプ政権の発足後、交渉は進展していない。TiSAの交渉はWTOの枠外で行われているが、交渉結果を最終的にどのような法形式にするかは未定である。法形式の選択肢としては、GATS(サービス貿易に関する一般協定)第V条のEIA(経済統合に係る協定)とするか、WTO設立協定附属書四の複数国間協定とすることが考えられる。いずれに

34) 参照、GATS第2議定書(金融)、1995年7月24日採択;GATS第3議定書(人の移動)、1995年7月24日採択;GATS第4議定書(基本電気通信)、1996年4月30日採択;GATS第5議定書(金融)、1997年12月3日採択。

35) 参照、WTO, Telecommunications Services. [[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/serv\\_e/telecom\\_e/telecom\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/serv_e/telecom_e/telecom_e.htm)]

36) 参照、WTO, Information Technology Agreement, *supra* n.25.

37) 参照、WTO, Agreement on Government Procurement, Parties, observers and accessions. [[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/gproc\\_e/memobs\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/memobs_e.htm)]

38) 参照、外務省サービス貿易室「サービス貿易に関する新たな協定 交渉」平成28年7月。 [<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000156098.pdf>]

39) 参照、Fefer (2017: 15)

せよ、交渉結果は交渉参加国にのみ適用されるという前提で交渉が行われていると伝えられている<sup>40)</sup>。

IIで触れたように、2017年12月の第11回閣僚会議（ブエノスアイレス）では、電子商取引、開発のための投資円滑化、サービスの国内規制について、将来の交渉に向けた作業を開始する旨の有志国の共同声明が発出された。その後、電子商取引については、有志国による検討

を経て、2019年1月、48（EU構成国をカウントすると76）の有志国が「電子商取引の貿易関連側面」についての交渉を開始する意向を公表し<sup>41)</sup>、3月に交渉を開始した<sup>42)</sup>。交渉結果が最恵国待遇原則に基づいて全てのWTO加盟国に適用されることになるのか、交渉に参加し合意したWTO加盟国にのみ適用されることになるのかは未定である。

## V. 多様化する自由化枠組の間の相互作用

### V-1 多様化する自由化枠組み

以上見てきたように、WTOドーハ交渉の停滞が長期化する中で、多角的貿易交渉に代わる貿易自由化の枠組みとして、二国間又は地域的なFTA、多くの国が参加する広域FTAが縮

結されるようになった。さらに、特定の産品・サービスやテーマ（電子商取引など）について一部の加盟国が参加して自由化を交渉するプリアリ方式の交渉も行われるようになっており、貿易自由化の交渉枠組みが多様化した。表3に、

表3 WTO発足後の貿易自由化の交渉枠組み

対象事項	参加国	交渉結果の適用範囲	WTO協定上の規律	例
広範囲	全加盟国	全加盟国	特になし	ドーハ交渉
	2ないし地域的	交渉参加国	1994年GATT24条；GATS5条	FTA；広域FTA
単一（特定産品・サービス、特定分野のルール）	全加盟国	全加盟国	特になし	貿易円滑化協定
	有志国（プリアリ）	MFNで全加盟国に適用	特になし	ITA；GATS第3議定書；第4議定書（基本電気通信参照文書）；第5議定書；ITA改訂；環境物品協定
		交渉参加国	WTO設立協定10条9項（コンセンサス）	
		交渉参加国	未定	TISA

（出典：筆者作成。）

40) 参照, id.

41) 参照, Joint Statement on Electronic Commerce, 25 January 2019, WT/L/1056. Available at [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/january/tradoc\_157643.pdf]

42) 参照, “In first WTO e-commerce meeting, U.S. stresses ‘same obligations’ for all”, *Inside U.S. Trade*, 7 March 2019.



多様化した貿易自由化の交渉枠組みを、その対象事項、参加国、交渉結果の適用範囲、WTO協定上の規律に即して整理した。

## V-2 交渉枠組みの選択肢とその相互関係

政府の通商政策担当者の視点から見れば、多様化した貿易自由化の交渉枠組みのいずれを選択するかは政策判断の問題である。達成すべき目標に応じて、対象事項、交渉参加国、交渉妥結に要する時間、交渉妥結の可能性(feasibility)などを勘案して交渉枠組みが選択されることになる。表3に掲げた交渉枠組みの選択肢とその相互関係を、主要国の政策選択という観点から位置付けると、以下のように整理できる。

### V-2-1 ドーハ交渉に先立つプल्ली交渉

WTO発足後、ドーハ交渉の開始に先立って2件のプल्लीの貿易自由化交渉が行われた。一つは海運、基本電気通信、金融、人の移動の分野を対象とするサービス貿易自由化交渉であり、もう一つはIT製品の関税撤廃を目的とするITAの交渉である。前者は、ウルグアイラウンドで決着しなかった分野のサービス貿易について自由化交渉を行ったものであり、ウルグアイラウンドの延長と位置付けられる。後者は、WTOの発足まもない時期に、IT産業界の働きかけを受けた米国の呼びかけに主要先進国が応じて交渉が始まり、IT製品の世界貿易の大宗を占める有志国が参加して短時間で交渉が妥結した<sup>43)</sup>。WTOが発足したもののドーハ交渉は開始されていないタイミングで、対象をIT製品に絞り込んで有志国が貿易自由化で合意し、合意結果は最恵国待遇原則に基づいて全加盟国に適用することで交渉に参加しない加盟国の反対をかわした。ITAは、WTOの下で単一の製品の自由化を有志国が交渉し、その結果を最恵国待遇原則に基づいて全加盟国に適用するという交渉枠組みの先例となった。同じ方式はITA

の改訂交渉と環境物品協定交渉で踏襲された。

### V-2-2 ドーハ交渉と並行したFTA交渉

広範囲の対象事項をカバーし、全加盟国が参加するドーハ交渉が開始されると、WTOでプल्लीの交渉は鳴りを潜めた。しかし、二国間ないし地域的なFTAの交渉はドーハ交渉と並行して活発に行われた。例えば、日本が多国間貿易自由化を優先するという方針を改めてシンガポールとEPA(経済連携協定)の交渉を開始したのは、ドーハ交渉開始前の2001年1月のことである<sup>44)</sup>。

二国間ないし地域的なFTAと多角的貿易交渉は、広範囲のテーマを扱う貿易自由化の交渉方式として相互補完的な関係にある。多角的貿易交渉に比べると交渉相手の絞られたFTAの交渉はより短い期間で妥結が見込まれる。また、より掘り下げた自由化が期待できる。広く浅い多角的貿易交渉と広く深いFTAの交渉を並行して進めることは合理的な政策選択であるといえる。多角的貿易交渉とFTAの交渉について、一般的にはこのような整理が可能であるが、ドーハ交渉の開始に至る過程で、多角的貿易交渉とFTAの交渉の間にはこれと異なる関係が生じた。

ドーハ交渉と並行してFTAの交渉が活発に行われた背景として、FTAの貿易転換効果に由来する競争の力学が作用したこと、そしてドーハ交渉よりも広い範囲の対象事項をカバーし、より深い統合(deeper integration)を達成するFTAへの期待があったことをIII-1で指摘した。サプライチェーンのグローバル化が進行し、それに伴って新たな政策が通商協定に求められるようになったが、ドーハ交渉はこれに適時に応えることができなかつたため、代替策としてFTAが選択された。多角的貿易交渉であるドーハ交渉とFTAの交渉は、サプライチェーングローバル化のためのルール形成のた

43) ITA交渉開始の経緯につき、参照、岡本(2001:47-52)。

44) 参照、大矢根(2012:第9章)。



めのフォーラムの選択肢として択一的な関係にあり、前者が利用できなくなったために後者が選択されたのである。しかし、個別にFTAを積み上げればスパゲティ・ボウルや規律の断片化(fragmentation)の弊害が生じる。多数の国が参加する広域FTAは、この限界をある程度克服する。広域FTAの交渉が本格化するのには2010年以降であり、この時期に二国間及び地域的なFTAから広域FTAへと貿易自由化の交渉枠組みのシフトが起きたといえる。

### V-2-3 ドーハ交渉からの切り離し(スピノフ)

ドーハ交渉が難航する中で、交渉テーマの一部を切り離し、妥結させる動きが生じた。一つは貿易円滑化協定である。IIで見たように、貿易円滑化はドーハ交渉のテーマに加えることを先進国が主張したシンガポール・イシューの中で、唯一交渉開始が決まったテーマである。2011年12月の第8回閣僚会議で一括受諾方式の方針が取り下げられ、進展が可能な分野では先行して交渉を妥結させるという方針が採用された。貿易円滑化協定はこの方針に基づいて2013年12月に採択され、2017年2月に発効した。WTO設立以来初の、そしてこれまでのところ唯一の多角的貿易協定である。

貿易円滑化協定は、途上国の実施を促すため、協定本文を3つのカテゴリーに分類し、途上加盟国による協定の実施について選択肢を設けた。すなわち、貿易円滑化の観点から見て最も優先度の高い、第1条から第12条までのカテゴリーAの規定については、途上加盟国は原則として即時の実施を求められるが、LDCである加盟国については実施のための猶予期間が認められる。次いで、それ以外の規定のうち、各途上加盟国がカテゴリーBに指定した規定については、実施のための猶予期間を加盟国自らが設定することができる。それ以外の規定はカテゴリーCに分類され、途上加盟国はこれらの規定の実施に当たり、先進加盟国から技術援助その他の支援を受けることを条件として、実施の

ための猶予期間を自ら決定することができる。

環境物品協定交渉もドーハ交渉からのスピノフの動きである。ドーハ交渉のテーマに含まれていた環境物品・サービスの自由化をドーハ交渉から切り離して有志国で交渉することとした。交渉開始に当たって、APECが環境物品リストの作成などの重要な役割を果たしたことはIVで見た。

ドーハ交渉のテーマからのスピノフという意味では、有志国で進められているTiSAも共通の性格を持つ。ただし、交渉結果を最恵国待遇原則に基づいてWTOの全加盟国に適用することは予定されていない。WTOの下で、交渉結果を交渉参加国にのみ適用する法形式としては、FTAなどの特惠貿易協定とWTO設立協定附属書四の複数国間協定が考えられるが、TiSAが最終的にいずれの法形式を採用するかは未定である。

### V-2-4 広域FTAからWTOプルリ交渉へ

広域FTAはサプライチェーンのグローバル化を支えるルールの策定で一定の成果を上げた。電子商取引、国有企業規律などのルールがその例である。ただし、広域FTAもFTAである以上、そのルールは締約国しか適用されない。サプライチェーンのグローバル化を支えるルール形成のフォーラムとしては限界がある。加入条項を備えた広域FTAの場合、加入する国が増えればルールの適用範囲が拡大するが、これには時間がかかる。より効率的にルールの適用範囲を拡大するにはWTOにフォーラムを移して交渉する必要がある。電子商取引に関するWTO有志国の交渉開始はこの線に沿った動きである。WTOでルールを交渉する方式は全加盟国が参加して交渉する多角的貿易協定と有志国によるプルリの協定に大別される。全加盟国が参加する多角的貿易協定として電子商取引協定の交渉を開始するためにはコンセンサスが必要であるが<sup>45)</sup>、インドや南アフリカなどが交渉開始に反対していることから、有志国によるプルリの協定として交渉が開始された。

## VI. 貿易自由化交渉フォーラムとしての WTO の復権の可能性

ドーハ交渉の行き詰まりにより、WTO は多角的な貿易自由化交渉フォーラムとしての機能不全の状態に陥った。これに代わって、二国間または地域的な FTA、広域 FTA、有志国によるプल्लीの貿易自由化など、多様な交渉方式が試みられるようになってきていることを見てきた。

ドーハ交渉が行き詰まった原因（交渉参加国のパワーバランスの変化、先進加盟国の期待の低下、一括受諾とコンセンサスという意思決定方式）は多分に構造的なものであり、これらの要因が近い将来に変化することは考えにくい。ウルグアイラウンドやドーハ交渉のような広範囲のテーマを扱う多角的貿易交渉を WTO で実施することは、当分の間は望めないだろう。これに代わる貿易自由化交渉の枠組みが必要である。産品・サービスの貿易の自由化に加えて、サプライチェーンのグローバル化を支えるルールの定立が交渉のテーマとなる。広域 FTA である CPTPP や日 EU 経済連携協定が盛り込んだルールはその有力候補となろう。これには、電子商取引、国有企業の規制、投資などが含まれる。それらのテーマを扱う交渉枠組みの選択肢としては、（1）広範囲のテーマを扱う FTA（二国間ないし地域的な FTA 及び広域 FTA）、（2）限定されたテーマを扱う多国間貿易協定、（3）限定されたテーマを扱うプल्लीの協定が考えられる。

これまで最も頻繁に利用されてきたのは（1）の FTA の交渉方式である。中でも、CPTPP や日 EU 経済連携協定などの広域 FTA は、高水準・広範囲の貿易・投資の自由化と広範な対象事項に関する高水準のルールを策定し、サプライチェーンのグローバル化を支

える手段としての有効性を発揮した。日本はこのいずれにも参加している。今後は加入条項を備えた CPTPP の拡大を通じて、交渉結果の適用範囲の拡大に取り組む必要がある。日本は広域 FTA である RCEP の交渉にも参加している。RCEP のルールを CPTPP・日 EU 経済連携協定に近似させ、広域 FTA のルールの取れんを通じた事実上の世界標準の形成を目指すべきである。

ただし、広域 FTA といえどもその締約国の数は限られている。広域 FTA のルールは非締約国には適用されない。交渉テーマを絞り込んだ（2）の多角的貿易協定または（3）のプल्लीの協定の交渉により、ルールの適用範囲の拡大を目指すべきである。（2）が実現すれば、貿易自由化交渉フォーラムとしての WTO の復権につながる。しかし、（2）が実現する可能性は当面は小さい。新たな多角的貿易協定の交渉開始にはコンセンサスが必要であるが、ドーハ交渉の終了に反対しているインドなどの途上加盟国がこれに応じることは考えにくいからである。

したがって、現実的な選択肢は、特定のテーマについて（3）のプल्लीの協定として交渉を開始するということになる。電子商取引に関する有志国の交渉開始はこの線に沿った動きである。この他に、電子商取引と同じく 2017 年 12 月の第 11 回閣僚会議（ブエノスアイレス）で有志国が将来の交渉に向けた作業の開始を宣言した開発のための投資円滑化、サービスの国内規制も、プल्लीの協定として交渉を開始するテーマの有力な候補である。

IV で見た先例が示す通り、プल्लीの交渉開

45) 参照、WTO 設立協定第 9 条 1 項「世界貿易機関は、1947 年のガットの下でのコンセンサス方式による意思決定の慣行を維持する。」

始にはコンセンサスは必要とされない。この点は多角的貿易協定の交渉開始とは異なっている。他方で、交渉結果をどのようにまとめるかについては、（1）多角的貿易協定、（2）最恵国待遇原則に基づいて交渉結果をWTOの全加盟国に適用するプブリ協定、（3）交渉に参加し合意した国にのみ適用される複数国間協定の3つの選択肢が考えられる。

有志国で交渉が開始されたとしても、交渉結果にWTOの全加盟国が同意すれば、（1）の多角的貿易協定として採択される可能性はある。ただし、そのためには、貿易円滑化協定が採用したような、途上国による協定の実施を促す特別な仕組みを組み込むことが必要となろう。V-2-3で見たように、貿易円滑化協定は、途上締約国による協定の実施について自己申告に基づく猶予期間の設定を認め、かつ、一部の規定の実施については先進締約国からの支援を条件として設定した。時間はかかっても全てのWTO加盟国が協定を実施することが予定されている。これに対して、（2）と（3）は全てのWTO加盟国が協定を受諾することは想定していない。（2）と（3）の違いは、

非締約国のただ乗りを認める（協定の非締約国にも協定を適用するが、非締約国が協定を遵守することは求めない）か否かにある。

WTOの交渉フォーラムとしての復権を目指すのであれば、（1）を目指すべきである。ただし、これには時間がかかる。早期の交渉妥結を優先させるとすれば、（2）か（3）ということになる。ただ乗りを認める（2）には、ITA及びITA改訂、金融、電気通信と人の移動に関するGATS第3議定書～第5議定書などの先例がある。他方で、（3）の複数国間協定を新たに追加するためにはコンセンサスが必要とされることから<sup>46)</sup>、プブリの交渉に参加しなかったWTO加盟国の同意を取り付ける必要がある、その実現は容易ではないだろう<sup>47)</sup>。以上から、（2）が最も現実的な選択肢ということになる<sup>48)</sup>。（1）と異なり、WTO加盟国の中に当該協定の締約国と非締約国の二群が作り出されることになるから、この点はマイナスである。この点を改善するため、交渉過程をオープンにして事後の交渉参加を認める、加入条項を設けて協定発効後の加入を認めるなどの工夫を加えることが望ましい<sup>49)</sup>。

## 参 考 文 献

浦田秀次郎（2010）「第2章 東アジアにおける排除の恐怖と競争的地域主義」ミレヤ・ソリス他編、片田さおり他監訳、岡本次郎訳『アジア太平洋のFTA競争』勁草書房 35-63頁。  
大矢根聡（2012）『国際レジームと日米の外交構想：WTO・APEC・FTAの転換局面』有斐閣  
岡本次郎編（2001）『APEC早期自由化協議の

政治過程』アジア経済研究所  
木村福成（2012）「TPPと21世紀型地域主義」馬田啓一他編『日本のTPP戦略 課題と展望』文眞堂、3-17頁。  
経済産業省（2018）『通商白書 2018年版』勝美印刷株式会社  
中川淳司（2013）『WTO 貿易自由化を超えて』岩波書店

46) 参照、WTO設立協定第10条9項。

47) 参照、Hoekman and Mavroidis (2015: 341). (複数国間協定を附属書四に追加するためのコンセンサス要件が障害となっているとして、この要件の緩和を主張する。)

48) 参照、Adlung and Mamdouh (2018).

49) オープンなプブリ協定の採用を支持する論者として、参照、Draper and Dube (2013); Adlung and Mamdouh (2018).

- Adlung, R. and Mamdouh, H. (2018), "Plurilateral Trade Agreements: An Escape Route for the WTO?", *Journal of World Trade*, Vol. 52, No. 1, pp. 85-112.
- Baldwin, R. (2013), "Global Supply Chains: Why they emerged, why they matter, and where they are going", in D. Elms and P. Low (eds.), *Global Value Chains in a Changing World*, WTO, pp. 13-59.
- Bhagwati, J. (1995), "U.S. Trade Policy: The Infatuation with FTAs", *Discussion Paper Series No. 726*, Columbia University.
- Draper, P. and Dube, M. (2013), "Plurilaterals and the Multilateral Trading System", E15 Expert Group on Regional Trade Agreements and Plurilateral Approaches, *Think Piece*, International Centre for Trade and Sustainable Development/World Economic Forum.
- Fefer, R.F. (2017), "Trade in Services Agreement (TiSA) Negotiations: Overview and Issues for Congress", *CRS Report R44354*, Congressional Research Service.
- Gantz, D.A. (2013), *Liberalizing International Trade after Doha: Multilateral, Plurilateral, Regional and Unilateral Initiatives*, Cambridge University Press, 2013.
- Hoekman, B.M. & Mavroidis, Petros C. (2015), "WTO 'à la carte' or 'menu du jour'? Assessing the Case for More Plurilateral Agreements", *European Journal of International Law*, Vol. 26, No. 2, pp. 319-343.
- Lawrence, R.Z. (1996), *Regionalism, Multilateralism, and Deeper Integration*, Brookings Institution.
- Ostry, S. (2002), "The Uruguay Round North-South Grand Bargain: Implications for Future Negotiations", in D. Kennedy and J. Southwick (eds.), *The Political Economy of International Trade Law*, Cambridge University Press, pp. 285-300.
- UNCTAD (2018), *World Investment Report 2018: Investment and New Industrial Policies*, UNCTAD.